

## 社会福祉法人茨木厚生会

### 介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みの公表について

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、社会福祉法人茨木厚生会では、これまでの介護職員処遇改善加算に加えて「介護職員等特定処遇改善加算」を積極的に取り入れて、職場環境の向上と、職員の方々の更なる待遇向上に取り組んでおります。

#### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件（抜粋）】

- ① 現行の処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかを算定していること。
- ② 「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」および「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。
- ③ 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

以上の算定要件③を踏まえて、社会福祉法人茨木厚生会の介護職員等特定処遇改善加算の取得状況の公開と、職場環境改善の取り組みについて以下の通りに公表いたします。

#### 【介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの対象サービス】

- \* 特別養護老人ホーム聖和荘<入所・短期入所（介護予防含む）>
- \* 葦原老人デイサービス<総合事業含む>
- \* 小規模多機能ホーム水尾の家<介護予防含む>

#### 【経験・技能のある介護職員の考え方】

- \* 次の条件により A～C グループに決定し、勤務時間に比例して支給する。
  - A 介護福祉士資格を所持し、当法人と他法人を合わせて勤続9年以上介護職として勤務している職員 また、9年未満であっても副主任以上の職員も含める。
  - B A 以外の介護職員。
  - C 看護師、栄養士、調理員、送迎職員、介護補助を対象とする。

## 【賃金改善を行う給与の種類】

\*賞与（一時金）※年度末3月に実施

## 【職場環境要件の提示】

\*見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告したうえで、職場環境等要件に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

社会福祉法人茨木会では、次の各項目について取り組みをしています。

## 『資質の向上』

\*働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

## 『労働環境・処遇の改善』

\*雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実  
\*ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化

## 『その他』

\*中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）

その他にも、非正規職員から正規職員への転換を行うなど、より職員の方々が働きやすいと思える環境を目指して組んでいます。

以上